

日本国経済産業省とチリ共和国エネルギー省との エネルギートランジションに関する協力覚書（仮訳）

日本国経済産業省及びチリ共和国エネルギー省（以下、「両当事者」を総称とし、個別に「当事者」という。）は、

日本国とチリとの間の優れた緊密な関係及び両国民の間の長年に亘る友好関係を認識し、

両国間のエネルギー協力の強化を模索し、

エネルギートランジション期に向けた世界的なエネルギートランジションの重要性を確認し、両国の技術開発と人材育成の機会の実現を熱望し、

経済・産業・社会の持続可能な発展に対する両国の共通のコミットメントを考慮し、

この協力覚書（以下「本覚書」という。）の実施により、両当事者がそのような協力及び発展を得ることができることを認識し、

以下の認識に至った。

1. 目的

本覚書は、平等及び相互利益の原則に基づいて持続可能な発展を前進させるために、両当事者間のエネルギーに関する協力を促進するものである。

2. 協力分野

両当事者は、両国のエネルギートランジションに寄与するために、下記の分野に関して協力する

1. 再生可能エネルギー、省エネルギー及びエネルギー貯蔵の利用を含めたエネルギー管理
2. 低炭素及び再生可能エネルギー由来の水素、アンモニア並びに合成燃料などのその派生物
3. 両当事者によって決定されたその他のエネルギー協力分野

3. 協力の形態

本覚書の下で行われる両当事者間の協力活動は、次の形態で実施され得る。

1. 官民、学术界、研究機関を含めた研修、技能開発及び専門知識の交換
2. 火力発電の脱炭素化を含むバリューチェーン全体に関連する技術開発
3. 両当事者によって決定されたその他の協力の形態

4. 実施

- (a) 本覚書に基づく協力を調整するため、両当事者は、両当事者及び関係機関の代表からなる高級事務方会合として日本-チリ エネルギー政策対話（以下「JCEPD」という。）を設立する。
- (b) JCEPD は、官民を問わない共同実施プロジェクトを特定し、協力及び交流に関する包括的な長

期プログラムを計画し、当該プロジェクトの成功のために必要な両当事者による支援措置を推奨する。

(c) JCEPD の会合の議題、時間及び場所は、両当事者により決定される。

5. 資金調達

(a) 両当事者は、本覚書に基づく活動の完了はそれぞれの資力の利用可能性に左右されることを認識する。

(b) それぞれの当事者は、本覚書の適用に関連する費用を自己負担し、いずれの当事者も、他方の当事者に対して本覚書に関する金銭的補償又は貢献の責任を負わない。

6. 秘密保持及び知的財産権

(a) 両当事者は、それぞれの国内法又はそれぞれの国の管轄当局により要求されない限り、本覚書の下で実施された活動の結果を含め、相互に提供されたデータや情報が、両当事者の書面による事前の同意なしに、第三者へ移転又は提供しないことを確保する。

(b) 両当事者は、それぞれの国内法又はそれぞれの国の管轄当局により要求されない限り、本覚書の下で交換された情報や文書を、本覚書にて意図された以外の目的では利用せず、本覚書の署名に際し相互に決定された内容に沿わない形では利用しない。また、両当事者は、そのような情報や文書を他の当事者の書面による事前同意なしに第三者へ移転しない。

(c) 一方の当事者が本覚書の実施のために提供した知的財産は、その当事者の財産であり続ける。

(d) 本覚書の実施のための活動から生じる知的財産権は、両当事者及び／又はその関係団体間で策定される別の取決めに沿って取り扱う。

7. 協力覚書の位置づけ

(a) 本覚書は、国際条約又はその他の法的拘束力のある文書ではなく、そのため、国際法によって規制される両当事者の権利又は義務、事業関係の締結を発生させず、両当事者間のパートナーシップ又はその他の法人の設立を目的とするものではない。

(b) 本覚書の解釈又は適用に起因する両当事者間のいかなる相違又は不一致も、第三者、裁判所、法廷又はその他の場に言及することなく、相互理解と善意に基づき、相互協議を通じて両当事者間で友好的に解決される。

(c) 両当事者は、本覚書に基づく活動がそれぞれの国内法令に従って実施されることを意図する。

8. 雑則

(a) いかなる当事者も、他の当事者に対して、本覚書の改訂を書面で要求することができる。

(b) 両当事者により決定されたいかなる改訂も、書面により行われ、本覚書の一部を構成する。

(c) 本覚書は、チリ共和国エネルギー省からの本覚書の開始に必要な国内手続きの完了に関する書面による通知を日本国経済産業省が受領した日に開始され、5年間継続される。

(d) 本覚書は、一方の当事者が他方の当事者に対して本覚書を終了させる意思を6カ月前に通知しない限り、自動的に同期間延長される。

(e) 本覚書の適用の終了は、両当事者が別途定める場合を除き、本覚書に基づいて開始され、又は既に進行中の協力活動及びプログラム、プロジェクトに、その完了まで影響を与えない。

2023年4月28日に、東京にて、署名。

日本国経済産業省のために

チリ共和国エネルギー省のために

中谷 真一
経済産業副大臣

ディエゴ パルドウ ロレンソ
エネルギー大臣